

電波法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

○電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

（特定公示局に係る電波利用料を加算する期間及び金額）  
第十二条 免許人等（法第六条第一項第九号に規定する免許人等をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる周波数割当計画の変更（法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画の変更をいう。以下この条において同じ。）に係る特定公示局（法第七十一条の二第二項に規定する特定公示局をいう。以下この条において同じ。）の免許人等である場合における法第百三条の第二十項の政令で定める期間は、当該各号に定める期間とする。

（特定公示局に係る電波利用料を加算する期間及び金額）  
第十二条 免許人等（法第六条第一項第九号に規定する免許人等をいう。以下この条において同じ。）が周波数割当計画の変更（四千九百メガヘルツから五千メガヘルツまでの周波数を使用する特定公示局（法第七十一条の二第二項に規定する特定公示局をいう。以下この条において同じ。）の円滑な開設を図るために行われる同項に規定する旧割当期を平成十七年十一月三十日とする法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画の変更をいう。次項において同じ。）に係る特定公示局の免許人等である場合における法第百三条の第二十項の政令で定める期間は、十年とする。

一 四千九百メガヘルツから五千メガヘルツまでの周波数を使用する特定公示局の円滑な開設を図るために行われる旧割当期（法第七十一条の二第二項に規定する旧割当期をいう。次号において同じ。）を平成十七年十一月三十日とする周波数割当計画の変更 十年  
二 九百メガヘルツから九百十五メガヘルツまでの周波数を使用する特定公示局の円滑な開設を図るために行われる旧割当期を平成二十七年十一月三十日とする周波数割当計画の変更 一年  
2 免許人等が次の表の上欄に掲げる周波数割当計画の変更に係る特定公示局の免許人等である場合における同表の中欄に掲げる規定に規定する政令で定める金額は、同表の下欄に掲げる金額とする。

2 免許人等が周波数割当計画の変更に係る特定公示局の免許人等である場合における法第百三条の二第十項の規定により読み替えて適用される同条第一項、第五項及び第六項の政令で定める金額は、移動する無線局にあっては二〇円、移動しない無線局にあっては五七〇円とする。

<p>前項第一号に掲げる周波数割当計画の変更</p>	<p>前項第一号に掲げる周波数割当計画の変更</p>
<p>前項第二号に掲げる周波数割当計画の変更</p>	<p>法第百三条の二第十項の規定により読み替えて適用される同条第一項、第五項及び第六項</p>
<p>項及び第七項</p>	<p>法第百三条の二第十項の規定により読み替えて適用される同条第一項及び第七項</p>
<p></p>	<p>移動する無線局にあつては二〇円、移動しない無線局にあつては五七〇円</p>